

大切にしよう 『地域のきずな』

行政区（自治会）活動でふれあいの輪を広げよう



「ご近所付き合いがなくても特に困ることはない」という方もいるかもしれませんが、いざという時に頼りになるのが「地域のきずな」や「ご近所付き合い」です。

災害など『もしも』の時は、隣近所での救助活動や安否確認がとても重要です。

いざという時のためにも、行政区（自治会）活動に積極的に参加して隣近所との交流を深め、地域のきずなを大切にしましょう。



行政区（自治会）とは

稲敷市には、97の行政区があります（そのほか自治会組織もあります）。そして、それぞれの行政区には区長・副区長が置かれ、行政区と市とのパイプ役として活動しています。

行政区（自治会）は、一定の区域に住む市民によって組織され、みなさんにとって一番身近な住民組織です。行政区（自治会）は、市などと協力しながらよりよいまちづくりを進めています。

行政区（自治会）では よりよいまちづくりのため次のような活動をしています

※行政区（自治会）によって活動内容や会費等が異なります。

防犯・交通安全

夜道を照らす防犯灯の設置の申請・維持管理を行っています。

※防犯灯の設置には区費が充てられる場合があります。

カーブミラーの設置申請など交通安全の活動もしています。



防災

いつ起こるかわからない地震、水害、火災の時など、お互いの助け合いは行政区（自治会）が大きな役割を担っています。



環境美化

ごみ集積所の設置や清掃などを行うとともに、花壇の整備や道路沿いの草刈りなど快適に暮らせるよう活動しています。



広報・情報提供活動

市からのお知らせや行政区内のお知らせなどを住民の皆さんにお届けしています。また、地域課題に関する要望を取りまとめ市に提出しています。



支え合う活動

子どもの見守りや高齢者などへの声かけ活動などを行っています。赤い羽根共同募金や日赤社資募集などの取りまとめもしています。



ふれあい活動

子ども会、老人クラブ、地域のお祭りなどを通じて、交流を深め、地域のきずなづくり活動をしています。



行政区（自治会）には「役員のなり手がいない」「年会費がかかる」などの課題や負担もありますが、地域を支える基礎的な組織として大きな役割を果たしています。

行政区（自治会）では、個人では解決できない地域の課題をみんなで考え解決に努めています。私たちの住んでいる地域のまちづくりは私たちの手で進めるため、積極的に行政区（自治会）に参加しましょう。

稲敷市区長会連合会

事務局：稲敷市役所 総務課内 ☎029-892-2000（代表）